

# 令和7年度「滋賀県産業安全の日」実施要綱

滋 賀 労 働 局

## 1 趣 旨

滋賀労働局においては、平成3年から毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚と事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきたところである。

県下の令和6年の労働災害発生状況は、死亡災害が10人（前年比同数）となったが、休業4日以上の死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者を除く）については1,498人と前年比-20人と5年ぶりに減少する状況となった。

滋賀労働局では、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画（令和5年～令和9年）において、労働災害防止のための様々なアウトプット指標及びアウトカム指標を定めているが、本年度はその中間年であり、「ゼロ災滋賀」を合言葉に、一人の労働災害による被災者も出さないという基本理念の実現に向け、これらの指標を達成するための様々な取組みをより一層推進しているところである。

このような状況を踏まえ、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じた自主的な安全衛生活動を広く推奨するとともに、「滋賀県産業安全の日 無災害運動」を展開し、事業場のみならず、働く労働者一人ひとりがこの運動に参加することで、労働者の家族等を含め、広く滋賀県民の産業安全に対する意識の高揚を図ることとする。

## 2 実 施 期 間

滋賀県産業安全の日 11月15日

準 備 期 間 11月 1日 ～ 11月14日

改 善 期 間 11月16日 ～ 11月30日

無 災 害 運 動 期 間 11月 1日 ～ 11月30日

## 3 主 唱 者

滋 賀 労 働 局 ・ 各 労 働 基 準 監 督 署

## 4 協 賛 者

滋 賀 県  
日本労働組合総連合会 滋賀県連合会  
一般社団法人 滋賀経済産業協会  
公益社団法人 滋賀労働基準協会  
建設業労働災害防止協会 滋賀県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会 滋賀県支部  
一般社団法人 日本ボイラ協会 京滋支部  
一般社団法人 日本クレーン協会 滋賀支部  
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 滋賀県支部

## 5 実 施 者

滋賀県内の各事業場

## 6 主唱者及び協賛者の実施事項

- ( 1 ) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- ( 2 ) 「滋賀県産業安全の日」及び「滋賀県産業安全の日無災害運動」の広報、啓発
- ( 3 ) 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための施策の展開
- ( 4 ) 実施者の実施事項についての指導援助

## 7 実施者の実施事項

- ( 1 ) 準備期間中に実施する事項
  - 「滋賀県産業安全の日」の横断幕、立て看板、ポスター等の掲示
  - 「滋賀県産業安全の日」に関する行事の準備
  - 安全基準や安全作業標準の総点検
  - リスクアセスメントの実施（ハザード特定、リスク評価、見直し）
- ( 2 ) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項
  - 経営トップによる安全衛生に対する意識を高めるための意思表示
  - 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
  - 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知
- ( 3 ) 改善期間中に実施する事項
  - リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画の策定及びその実施
  - 安全基準や安全作業標準の周知及び遵守状況の確認
- ( 4 ) 無災害運動期間中に実施する事項
  - 労働者一人ひとりの安全意識高揚を促す啓発活動
  - 労働災害を発生させない職場づくりのため、各事業場の特性に応じた安全衛生活動
  - メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立等、労働者の健康確保対策